

国立市議会議長 中川喜美代 様

**精神障害者も心身障害者医療費助成制度（マル障）の対象とすることについての陳情  
陳情の趣旨**

現在、東京都の心身障害者医療費助成制度（マル障）の対象者は①身体障害者手帳  
1 級・2 級の身体障害者、②療育手帳（愛の手帳）1 度・2 度の知的障害者の方々  
となっています。精神障害者は対象外です。

日本も国連障害者権利条約を批准し、平成 28 年 4 月 1 日からは障害者差別解消法  
が施行されました。医療費助成制度において、精神障害者を対象外にしたままである  
ことは、『差別』と評価されてしかるべきものです。

精神障害者の多くは、著しく立ち遅れた精神医療保健福祉制度との関連から、非常  
に劣悪な社会環境のもとで生活し、体調を崩しやすい状況に置き去りにされています。

わたしたちは、「障害の種別を問わず、すなわち精神障害者も心身障害者医療費助成  
制度の対象にしてください」と、東京都の平成 29 年 3 月議会に請願署名を提出する  
手続きを、12 月 13 日におこないました。

**陳情事項**

東京都に、精神障害者も東京都心身障害者医療費助成制度の対象にするように、意見書の  
提出を求めます。